

## 低濃度PCB廃棄物の無害化処理の認定申請について



環境省は JFE 条鋼株式会社より低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB という）廃棄物に係る無害化処理の認定申請を受け、2024 年 12 月 5 日付けでその告示を行うとともに、申請書等の縦覧について公表しました。（縦覧期間：2025 年 1 月 6 日まで）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。また、環境大臣は、認定の申請があった場合、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から 1 ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。

同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされていることから、当該意見募集についても併せて行うことを公表しました。（意見提出期限：2025 年 1 月 20 日まで）

### （申請の概要）

#### （1）申請者の住所、名称、代表者の氏名

東京都港区新橋五丁目 11 番 3 号

J F E 条鋼株式会社 代表取締役 渡辺 敦

#### （2）施設設置場所

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目 5 番 1 及び 2

#### （3）施設の種類

PCB 汚染物の焼却施設

#### （4）処理を行う廃棄物の種類

・ PCB 汚染物（参照：環境省報道発表資料）

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年12月6日付 環境省報道発表資料](#)